

議案第 48 号

松阪市市長、副市長及び教育長の給料、旅費等に関する条例の一部改正について

松阪市市長、副市長及び教育長の給料、旅費等に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 3 月 5 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市市長、副市長及び教育長の給料、旅費等に関する条例の一部を改正する
条例

松阪市市長、副市長及び教育長の給料、旅費等に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条ただし書中「それぞれ次に掲げる割合」を「100 分の 225」に改め、同条各号を削る。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。